

諮問番号：令和3年度諮問第12号
答申番号：令和3年度答申第12号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成28年6月2日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

厳しい条件下で、今回の物件の合意を得られたことは奇跡である。3か月の間に1件も目星もつけられなかった事実を鑑みれば、転居費用の支給について却下を行った本件処分は不当である。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）本件についてみると、処分庁は、提出された重要事項説明書（以下「本件重要事項説明書」という。）及び賃貸借契約諸費用明細書（以下「本件賃貸借契約諸費用明細書」という。）本件重要事項説明書と併せて「本件重要事項説明書等」という。）に記載される家賃が処分庁の単身世帯の住宅扶助費基準額（以下「住宅扶助費基準額」という。）を超えていることから、支給要件に該当しないとして本件処分を行ったことが認められる。

一方、審査請求人は、厳しい条件下、今回の物件で合意を得られたことは奇跡的であり、3か月の間に1件も目星をつけられなかった事実を鑑み、

転居費用の支給は認められるべきである旨を主張する。

- (2) 住宅扶助（家賃）の特別基準（以下「特別基準」という。）の適用については、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第3の2及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7問56のとおり、「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とされ、具体的には、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合（中略）をいう」ものとされているところ、基本的には、特別基準は車椅子を使用する場合など物理的に対応することが困難なケース等について予定されているというべきものであって、住宅扶助は、被保護者の希望を全て満たすことを前提とするものではなく、扶助基準の範囲内で、住居を確保すべきものであると言わざるを得ない。

そして、厳しい条件の下、今回の物件で合意を得られたことは奇跡的であることから、転居費用の支給は認められるべきとの審査請求人の主張についても、審査請求人の希望に合致することが前提の主張であることから、支給基準に該当するとは言えず、処分庁が住宅扶助費基準額を超えていることから転居費用を支給しないと判断したことは違法又は不当とは言えず、審査請求人の主張は採用できない。

- (3) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和3年8月12日	諮問書の受領
令和3年8月17日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：9月1日 口頭意見陳述申立期限：9月1日
令和3年8月26日	第1回審議
令和3年9月27日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

(3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原理に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

(4) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として、「一 住居」、「二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。

(5) 保護基準別表第3の2は、「家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(中略)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(中略)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」と定めている。

(6) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の4の(1)のオは、「保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額(オにおいて「世帯人員別の限度額」という。)によりがたい家賃、間代等であつて、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額(中略)の範囲内において、特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。」と記し、次に掲げる率として、世帯人員が1人の場合は「1.3」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

(7) 課長通知第7の問56は、「局長通知第7の4の(1)のオにいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、どのような場合をいうのか。」について、答として、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前

からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

- (8) 生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（平成27年4月14日社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）は、保護基準別表第3の2の規定に基づき、〇〇〇における厚生労働大臣が別に定める額について、本件処分の際における1人世帯の限度額〔住宅扶助費基準額〕を「40,000円」と、局長通知第7の4の(1)のオ〔特別基準〕による額について、1人世帯の限度額を「52,000円」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成28年5月31日、処分庁は、不動産会社を通じて審査請求人の転居先に係る本件重要事項説明書を受領した。

なお、本件重要事項説明書には、賃料として「月額50,000円」、契約期間として「平成28年7月1日から平成29年6月30日」、引渡し日として「平成28年7月1日」と記載されている。

- (2) 平成28年6月1日、処分庁は、本件賃貸借契約諸費用明細書、及び別紙として、「以上は転居理由です。」と手書きされた署名入り書類（以下「別紙」という。）を受領した。別紙には、審査請求人が本件重要事項説明書に係る住宅（以下「本件住宅」という。）への転居を希望する理由に関する記載が認められる。

処分庁は、別紙の受領をもって、法による転居費用の支給に係る申請（以下「本件申請」という。）として取り扱うこととした。

なお、本件賃貸借契約諸費用明細書には、賃料として「52,000円」と記載されている。

- (3) 平成28年6月2日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

本件処分に係る保護申請却下通知書の却下の理由欄には、「重要事項説明書の家賃額が〇〇〇の単身世帯の住宅扶助費基準額を超えているため、支給要件に該当しないので却下致します。」と記載されている。

- (4) 平成28年6月14日付けで、審査請求人は、大阪府知事に対し、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 本件についてみると、処分庁は、本件重要事項説明書等に記載の家賃が前記1(8)の住宅扶助費基準額である40,000円を超えていたことから、支給要件に該当しないとして本件処分を行ったことが認められる。

一方、審査請求人は、厳しい条件の下、今回の物件で合意を得られたことは奇跡的であり、3か月の間に1件も目星をつけられなかった事実を鑑みれば、転居費用の支給を求める本件申請を却下した本件処分は不当である旨主張する。

(2) 本件重要事項説明書等に記載の家賃が住宅扶助費基準額を超えており、別紙には、「この条件の物件を、この条件の住人(〇〇〇〇保持と生保受給という二重三重のハンディキャップ)OKは、二度となく」との記載が確認できることから、審査請求人は、本件申請により特別基準の適用を求めていると推察できるため、本件における特別基準の該当性について、以下検討する。

特別基準の適用については、前記1(6)のとおり局長通知第7の4の(1)のオにおいて、「保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とされている。

また、どのような場合が上記局長通知の「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」に該当するかについては、前記1(7)のとおり課長通知第7の間56において、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。」と例示されている。

審査請求書及び別紙において、審査請求人が〇〇〇〇を所持していることも含め本件住宅への転居を希望する理由が記載されているが、上記課長通知に例示されるような特別基準を本件住宅への転居に適用すべき特別の事情について、審査請求人から具体的な主張や立証がなく、また、事件記録からも確認できないことから、特別基準を適用せず行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(3) 以上のことから、本件処分は、これを取り消すべきと判断するに至らない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会
委員(部会長) 曾和 俊文

委員
委員

船戸 貴美子
前田 雅子